

令和6年第4回棚倉町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年4月18日(木) 午後3時～午後3時40分

2. 開催場所 棚倉町役場 正庁

3. 出席委員 (農業委員14名・推進委員3名)

会長 15番 沼野 謙一

職務代理者 1番 緑川利喜男

農業委員

2番 草野 勇助	3番 稲川 清一	4番 渡邊 秀行
5番 金澤 俊夫	6番 秋山 勝康	7番 高萩 幸一
8番 齋藤 登	9番 垂石みわ子	11番 鈴木 敏夫
12番 根本 秀男	13番 星 實	14番 須藤 芳浩

推進委員

根本 勝彦 金沢 誠 武地 義成

4. 欠席委員

10番 藤田 監次

推進委員 永山 一成

5. 議事日程

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について
議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく意見決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による事業計画変更について
議案第4号 棚倉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
協議第1号 次回総会及び現地調査の日程について

会 長	あいさつ
議 長	<p>まずはじめに、本日の農業委員会ではありますが、棚倉町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、10番 藤田監次委員、永山一成推進委員より欠席する旨の届出がありましたので、報告します。</p> <p>ただ今のお出席委員は、農業委員14名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回棚倉町農業委員会総会を開会します。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。棚倉町農業委員会会議規則第42条の規定に基づき、1番 緑川利喜男委員、4番 渡邊秀行委員を指名します。</p> <p>次に、会期の決定であります。今総会の会期につきましては、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。</p>
全 委 員	「異議なし」
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日と決定されました。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p>
議 長	報告第1号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約について」を議題とします。議題の内容を事務局説明願います。
事 務 局	報告第1号について、朗読を持って説明。
議 長	ただ今の事務局説明について質問等がありましたらお願いします。
草 野 委 員	<p>2番草野です。</p> <p>この度の賃借人は、幅広い地域で手広く営農しており、私の水田の近くでも営農していますが、管理が行き届いておらず、近隣農地にも悪影響が出ています。</p> <p>今回の賃借人が農地を借りる際にしっかり管理するよう注意喚起してほしいと思います。</p>
議 長	そのような注意喚起は、どのタイミングで、どこが行えばいいでしょうか。
草 野 委 員	賃貸の申請を受け付ける際に、管理するよう、一言お願いしたい。
事 務 局	賃貸は基本的には貸主が合意したうえで行っているものでございます。しかし、そのような声があることは本人にも伝えたいと思います。
議 長	そのほかに質問等ありますか。
全 委 員	「なし」
議 長	質問等が無いようでありますので、これは、報告案件でありますので、報告のみとさせていただきます。
議 長	議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局	議案第1号について、朗読を持って説明。
議 長	ただ今の事務局説明のとおりであります。これより質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。

	これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これより表決を行います。表決は簡易表決とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件は原案のとおり承認することに異議ありませんか。</p>
全 委 員	「異議なし」
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は、原案のとおり承認することに決定されました。</p>
議 長	<p>議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく意見決定について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。</p>
事 務 局	議案第2号について、朗読を持って説明。
議 長	<p>次に調査員の報告であります。武地義成推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。</p>
武地推進委員	<p>調査結果についてご報告いたします。</p> <p>4月10日午後1時10分より、申請地において、申請人兩名から委任を受けた行政書士 ●●さん、垂石委員、事務局 深谷主任主査、石井主査と調査を行ってまいりました。</p> <p>申請内容につきましては、事務局が説明したとおりであります。</p> <p>まず、取水はありません。雨水は自然浸透とし、余水は、敷地南側に素掘りの水路を設け、ため柵を経由し隣接する水路に放流します。</p> <p>汚水は発生しません。</p> <p>申請地は、法面の形状は変えず、また法肩から1m程度離して敷地内に砂利を敷き、周囲に土砂等が流出しないようにします。</p> <p>建築物等はないことから日照等に影響はなく、申請地は民家と他の店舗の駐車場に挟まれた土地であり、西側に連なる田の連続を遮らないことから、集団農地の蚕食又は分断には当たりません。</p> <p>以上、現地において確認してまいりましたが、特に問題はないとみてまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願います。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。</p> <p>これより、質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
緑 川 委 員	<p>1番 緑川です。</p> <p>確認ですが、整備する駐車場は東側が出入口となるようですが、町道から出入することとなりますので、道路法24条の申請等はしているのでしょうか。</p> <p>車の出入りで重量がかかるので、側溝の蓋等について工事が必要なか確認していただきたいと思えます。</p>
事 務 局	<p>道路法24条の申請は道路区域において工事をする場合に必要となります。この度の申請においては、既に側溝の蓋が設置してあるため、道路区域内が工事箇所に含まれておりませんが、施行事業者並びに道路担当課である整備課に確認したいと思えます。</p>

議	長	そのほかに質疑ありませんか。	
全	委	員	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。	
全	委	員	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員の報告のとおり許可相当と決定することに異議ありませんか。	
全	委	員	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可相当として決定し、県知事に意見を送付いたします。 なお、送付前に質問のあった道路の件は確認願います。	
議	長	議案第3号「農地法第5条の規定による事業計画変更について」を議題とします。 議題の内容を事務局より説明願います。	
事	務	局	議案第3号について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。根本勝彦推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。	
根本推進委員		調査結果についてご報告いたします。 4月10日、午前10時15分より、申請地において、申請人の●●●●さん立会のもと、垂石委員、事務局の深谷主任主査と調査を行ってまいりました。 変更申請内容につきましては、事務局が説明したとおりであります。 まず、現地の状況につきましては、造成工事、進入路工事が未完成となっております。 なお、今回事業計画を変更するに至った理由としましては、境界の明確化及び隣地法面からの当該申請地への土砂の流れ込みが懸念されたことから、これらを防止するため申請地北側及び西側に高さ60～80cmの化粧ブロックを、東側には高さ1m30cmから1m50cmのL型擁壁を設置するものであります。 また、当初許可時点においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から人員不足により工事に着手できない期間が続いたことから、当初の工事期間内での完了が困難となったため、今回工事完成予定を令和6年5月31日までとするものであります。 なお、計画変更後の事業によって生じる付近への影響については、東側は町道、西側は県道、北側及び東側は宅地に接しているため周囲への影響はありません。 また、工事期間中も周辺に影響が生じないように配慮するとのことでもあります。 以上、現地において確認してまいりましたが、これら事業計画変更については隣接地への配慮と土地購入者への不安を与えないための措置と思われ、やむを得ないものと判断しましたので、委員皆様のご審議のほどよろしく願います。	
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。	

草 野 委 員	2 番草野です。 工事の変更について、どのような経緯で追加工事が生じるに至ったのでしょうか。
事 務 局	当初は、工事箇所東側法面を掘削する予定はありませんでした。工事を進めるなかで、法面の掘削が必要となり、併せて法面の保護方法を検討し、L 型擁壁設置という判断に至った結果、工事変更となりました。
議 長	そのほかに質疑ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員	「なし」
議 長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員の報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全 委 員	「異議なし」
議 長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議 長	議案第 4 号「棚倉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題とします。 議題内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。 まず、議題の内容と番号 1 について事務局より説明願います。
事 務 局	議題の内容と番号 1 について、朗読を持って説明。
議 長	次に調査員の報告であります。本議案の 1 番の案件につきましては、永山一成推進委員に調査をお願いしておりましたが、欠席の届出がありました。よって、調査報告書を預かっておりますので、事務局より報告願います。
事 務 局	番号 1 の調査結果についてご報告いたします。 4 月 1 0 日、午前 9 時 4 0 分より、事務局 深谷主任主査、石井主査、梨本主事と現地確認を行いました。 申請内容につきましては、事務局が説明したとおりであります。 まず、取水はありません。排水に関しては、敷地内雨水は自然浸透とします。周辺は墓地のほか、畑地となっているため排水路はありません。 次に、造成等に関しては、敷砂利と周囲を石で囲い土留めとするため農地への土砂等の流入は防止されます。 また、日照等に関しては、西側は農道、北側、東側は既存墓地であり、南側は農地ではありますが、墓石の建築ですので日照の妨げにはなりません。 以上、現地において確認してまいりましたが、特に問題はないと見てまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
渡 邊 委 員	4 番 渡邊です。

	今案件の目的は個人墓地の整備かと思えます。個人墓地の許可等について、県南保健福祉事務所など関係機関との協議や申請が必要かと記憶していますが、そちらの状況はどうなっているでしょうか。
事務局	墓地の移設者は個人の方ではありますが、事業計画者は個人ではなく、●●●●ということになります。そのため、県南保健福祉事務所の手続きも含め、関係法令の手続きも並行して行っているとのことでした。
議長	そのほかに質疑ありませんか。
全委員	「なし」
議長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全委員	「なし」
議長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全委員	「異議なし」
議長	異議なしと認めます。 よって、本件は、原案のとおり承認することに決定されました。
議長	次に、番号2について事務局より説明願います。
事務局	番号2について、朗読を持って説明。
議長	次に調査員の報告であります。金沢誠推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
金沢推進委員	4月10日、午前9時から事務局 深谷主任主査、石井主査、梨本主任主事と現地確認を行いました。 申請内容につきましては、事務局が説明したとおりであります。 取水用水に関しては、申請者、妻の叔父である 隣接者の所有する水道管に接続して取水します。 排水に関しては、雨水は敷地勾配により道路側溝に排水し、汚水は合併浄化槽で処理し、南側の浸透柵に流します。 造成等に関しては、周囲をコンクリート土留めとするため農地への土砂等の流入は防止されます。 日照等に関しては、住宅は北側にある農地から10メートル程度離して建築するため、周囲の農地への日照の妨げにはなりません。 以上、現地において確認してまいりましたが、特に問題はないと見てまいりました。委員の皆様のご審議のほどよろしく願います。
議長	確認ですが、当該案件は、農振除外であり、農地転用については、今後申請するというのでよろしいでしょうか。
事務局	そのとおりです。
議長	承知しました。 ただ今の事務局説明並びに調査員の報告のとおりであります。これより質疑を行

		います。質疑ありませんか。
全 委 員		「なし」
議 長		質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員		「なし」
議 長		討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議 長		異議なしと認めます。 よって、本件は、原案のとおり承認することに決定されました。
議 長		協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		協議第1号について、朗読を持って説明。
議 長		ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願いいたします。
全 委 員		「なし」
議 長		質問等が無いようでありますので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
全 委 員		「異議なし」
議 長		異議なしと認めます。 よって、協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」は原案のとおり決定しました。
議 長		以上をもって、本総会に提出された案件の審議は全部終了しました。 これにて、令和6年第4回棚倉町農業委員会総会を閉会といたします。

本会議録は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを認め署名する。

令和6年4月18日

棚倉町農業委員会 会 長

議事録署名委員 1 番委員

4 番委員